

嶺南地域振興促進基金の設置及び管理に関する条例

平成14年3月27日

条例第1号

(設置)

第1条 嶺南地域の振興を促進し、地域の活性化を図るため、嶺南地域振興促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般歳入歳出予算に計上して嶺南地域の振興を促進するための費用に充て又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 管理者は、嶺南地域の振興を促進するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。